



Your Partner in Retail Solutions

第43回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
エイジス本社「大ホール」
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

目次

第43回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （提供書面）	3
事業報告	9
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後6時まで

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4 エイジス本社【大ホール】 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第43期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第43期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人または監査役が監査をした書類の一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社のインターネットウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ajis.jp>

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止対策に最大限ご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当日は体温を測定する装置を設置し、体温の高い方や体調不良と見受けられる方には、会場への入場をお控えいただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するように返送ください。）



行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社エイジス 御中		<table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>原案に対する賛否</td> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>		議案	原案に対する賛否	第1号	賛 否	第2号	賛 否	右欄日欄実のご所有株式数 株 議決権の数 _____ 株 議決権の数はいずれのごとにも欄ととなります。 お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙を郵送をご表示のうえ、お届の日に送付ください。 3. 議決権行使書において、候補者の一部の方につき異なる賛否を複数ご表示される場合は、株主総会参考資料の候補者番号をご記入ください。
議案	原案に対する賛否									
第1号	賛 否									
第2号	賛 否									
株主総会日 議決権の数 _____ 票 2020年 6月 24日 私以上記明書の定款株主総会（議決会または昇会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2020年 6月 ○日		株主番号 _____ 株式会社エイジス								

→こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印
反対の場合 → 否 に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印
全員反対の場合 → 否 に○印
一部候補者に → 賛 に○印をし、
反対の場合 反対する候補者
番号を下の空欄
に記入

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を上回る増益を達成できたことならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 72円 (前期末配当より7円増配) 配当総額 605,431,296円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日

<ご参考>

配当方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置づけており、長期的に安定した収益力を保持すると同時に、企業体質強化のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら業績に裏付けられた適正な利益配分を持続させることを基本方針としております。

第2号議案

取締役6名選任の件

現任取締役7名全員は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当			
1	さいとうあきお 齋藤昭生	代表取締役社長	再任		
2	たかはしかずと 高橋一人	常務取締役 営業本部長兼営業企画室長	再任		
3	やまねひろゆき 山根洋行	常務取締役 管理本部長	再任		
4	ふくだひさなり 福田久也	常務取締役 DO統括本部長	再任		
5	もりかずひろ 森和弘	取締役	再任	社外	独立
6	すずきまさひと 鈴木政士	取締役	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さい どう あき お
齋藤 昭生 (1967年10月25日生)

所有する当社株式の数……………1,013,560株
取締役在任年数…………… 24年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1994年 1月	ジョセフ ジェイ マスコリーノ アン ド アソシエイツ インコーポレーショ ン入社	2001年 6月	当社常務取締役
1995年 2月	当社入社	2003年 7月	当社専務取締役
1996年 6月	当社取締役	2004年 4月	当社代表取締役専務
		2006年 4月	当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、2006年4月以来長年に亘り当社の代表取締役社長として経営を指揮し、その豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップは、今後も当社およびグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

たか はし かず と
高橋 一人 (1965年8月6日生)

所有する当社株式の数…………… 5,937株
取締役在任年数…………… 17年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1987年 4月	当社入社	2009年 4月	当社常務取締役 (現任)
2002年10月	当社執行役員	2020年 4月	当社営業企画室長 (現任)
2003年 6月	当社取締役		
2005年 4月	当社営業本部長 (現任)		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の営業部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2003年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

やまね ひろゆき
山根 洋行 (1964年9月14日生)

所有する当社株式の数…………… 6,017株
取締役在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年 4月	株式会社富士銀行入行	2007年 6月	当社取締役
2003年 5月	当社入社	2010年 4月	当社管理本部長 (現任)
2006年 4月	当社執行役員	2019年 6月	当社常務取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

エイジスコポレートサービス株式会社代表取締役

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の経営企画部門・管理部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2007年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要な不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふくだ ひさなり
福田 久也 (1974年4月1日生)

所有する当社株式の数…………… 10,817株
取締役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1996年 4月	関東電子株式会社入社	2008年 4月	当社へ転籍
2001年10月	株式会社ニップス入社	2012年 6月	当社取締役
2003年10月	エイジス九州株式会社へ転籍、当社へ 出向	2015年 4月	当社DO統括本部長 (現任)
		2019年 6月	当社常務取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の棚卸技術開発部門・経営企画部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2012年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要な不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

もり 森 かず ひろ 和 弘 (1941年6月5日生)

所有する当社株式の数……………
取締役在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1964年 4 月 松下電器産業株式会社入社
1995年 6 月 同社取締役
1996年 6 月 松下電子工業株式会社代表取締役社長
1999年 6 月 松下電器産業株式会社代表取締役常務
2001年10月 有限会社森総研代表取締役 (現任)
2008年 6 月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

有限会社森総研代表取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、松下電器産業株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

候補者番号

6

すず き まさ ひと
鈴木 政士 (1957年9月9日生)

所有する当社株式の数……………
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1980年 4月	麒麟ビール株式会社入社	2014年 3月	麒麟ホールディングス株式会社常勤監査役
2007年 3月	麒麟ビバレッジ株式会社経理部長	2014年 3月	麒麟株式会社監査役
2009年 3月	同社取締役経営企画部長	2018年 6月	株式会社ワールド社外取締役 (現任)
2012年 3月	麒麟ホールディングス株式会社取締役CFO	2018年 6月	株式会社ジャックス社外取締役 (現任)
2013年 1月	麒麟株式会社取締役	2018年 6月	当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社ワールド社外取締役
株式会社ジャックス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、麒麟ホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな景気回復基調にあったものの、米中貿易摩擦の長期化や海外経済の減速などの影響による輸出や生産の落ち込みも懸念され、依然として先行き不透明な状態で推移いたしました。


また、新型コロナウイルス感染症の世界各国への感染拡大によるサプライチェーンの寸断等の影響のみならず、世界経済全体の悪化が懸念される中、各国が積極的に防疫対策や経済対策を行っているものの、情勢は時々刻々と変化しており、先行きに対する警戒感は更なる高まりをみせております。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましては、業種業態の垣根を越えた競争の激化や販売チャネルの多様化、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動や記録的な暖冬の影響に加え、新型コロナウイルス感染症防止対策の影響の拡大による個人消費の減速傾向が強まり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画の方針（国内棚卸サービス：収益力の強化による成長セグメントへの投資を加速させる。リテールサポートサービス：商習慣を変化させチェーンストア全体の生産性をさらに高める。海外棚卸サービス：安定した収益体制と規模拡大の土台固めを行う。）をもとに事業を展開してまいりました。併せて、従業員が安心・安全に働くことができる環境整備にも注力してまいりました。

このような事業環境のなかで、当連結会計年度の業績は、売上高28,402百万円(前期比2.6%増加)、営業利益4,277百万円(前期比13.2%増加)、経常利益4,343百万円(前期比13.4%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益3,011百万円(前期比14.3%増加)となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの概況は、次のとおりであります。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
28,402百万円	2.6%増 	4,343百万円	13.4%増 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
4,277百万円	13.2%増 	3,011百万円	14.3%増 

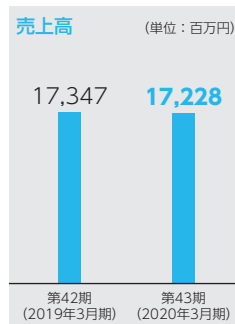
② セグメントの概況

国内棚卸サービス

売上高
17,228百万円
 (前期比0.7%減少)

消費税率変更関連業務の受注や巡回型メンテナンス業務の増加等の増収要因はあったものの、既存顧客のIT化や取引条件の変更による棚卸回数減少等により減収となりました。利益面においては、重点施策である棚卸作業の生産性（1時間あたり数量ベースのカウント生産性）向上取り組みおよび棚卸日程の分散による繁閑格差の是正が進み棚卸経験者比率が改善したため、カウント作業生産性が前期比12.7%増加と伸長し、増益となりました。

売上高は17,228百万円（前期比0.7%減少）、セグメント利益は3,594百万円（前期比17.6%増加）となりました。

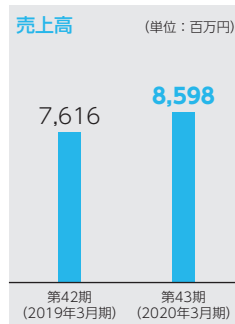


リテールサポートサービス

売上高
8,598百万円
 (前期比12.9%増加)

既存顧客の新規出店時や店舗改装時の店舗改装業務の増加、店舗商品補充業務の受注拡大により、前期に引き続き売上増加基調で推移しております。利益面においては、店舗改装業務の受注拡大による売上の増加とオペレーションの効率化が実現し、増益となりました。

売上高は8,598百万円（前期比12.9%増加）、セグメント利益は530百万円（前期比8.6%増加）となりました。

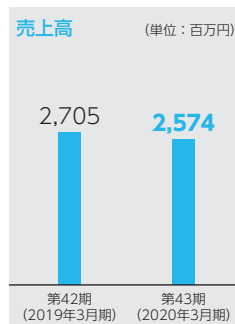


海外棚卸サービス

売上高
2,574百万円
 (前期比4.8%減少)

米中の貿易摩擦による中国経済の減速により、既存顧客の棚卸受注店舗数が減少し、減収となりました。利益面においては、売上の減少に加え、中国および韓国での労働コストの上昇により、減益となりました。

売上高は2,574百万円（前期比4.8%減少）、セグメント利益は133百万円（前期比34.0%減少）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、426百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しました。その主なものは、国内棚卸サービス事業において棚卸機器関係に48百万円および基幹業務関係のソフトウェア関係等に235百万円です。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2019年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるエイジシステム開発株式会社を吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、中国経済の減速などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、先行きは極めて不透明な状態です。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対して従業員およびお客様の安心と安全を最優先に据え、十分な感染防止対策と感染拡大防止対策を講じるとともに、お客様のご要望に最大限対応することを基本方針として事業を継続してまいります。

このような環境下において、国内棚卸サービスは、「生産性の向上」「ダイバーシティ経営の実現」を重点施策とし、さらなる収益力の向上に取り組んでまいります。また作業品質のさらなる改善を図り、競合他社との差別化に努めてまいります。生産性の向上については、店舗における作業効率の向上にとどまらず、オフィス業務の生産性向上につなげるために、業務フローの再構築や業務の一元化およびITテクノロジーを活用した効率化等に併せて取り組んでまいります。

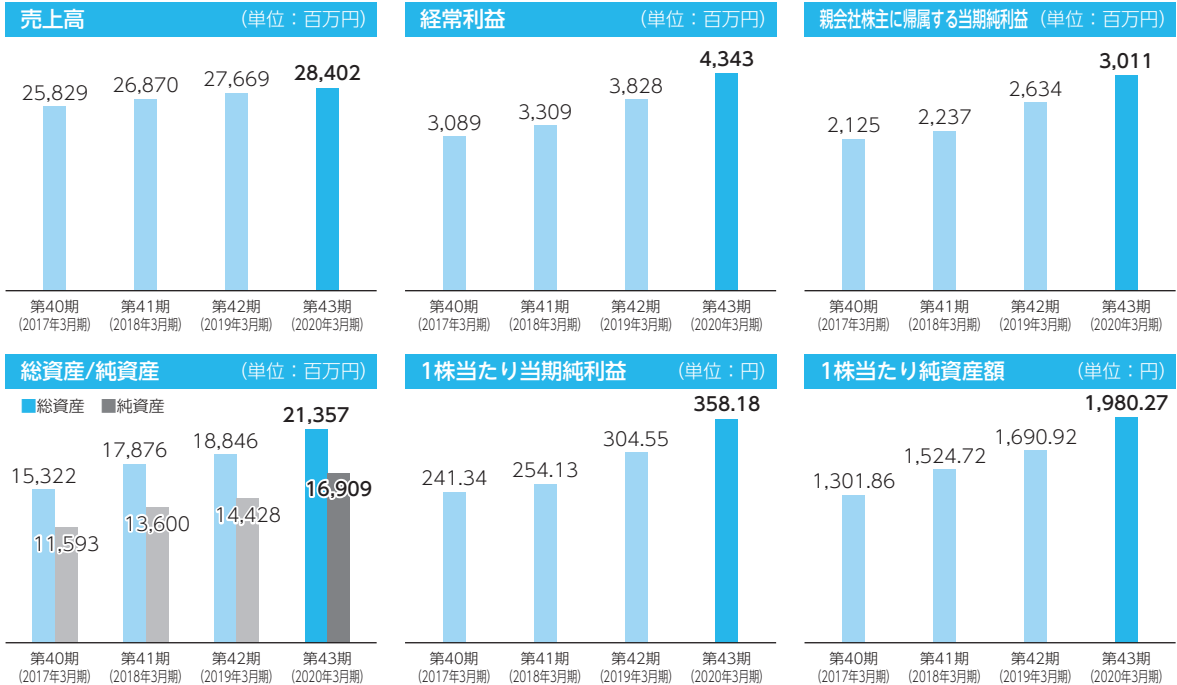
リテールサポートサービスについては、「店舗商品補充業務および店舗改装業務の拡販と作業生産性の向上」を重点施策とし、収益力の向上に取り組んでまいります。併せて、人手不足を背景とした店舗作業のアウトソーシングニーズの高まりを的確に捉え、小売店舗の生産性向上に寄与できる様々な提案・拡販を行ってまいります。

また、ラウンドメンテナンスサービスやストアサポーターサービスなど新たな分野へのサービスの提供を通じ、多様なニーズに応えてまいります。これらにより、チェーンストアおよびその周辺産業の発展に寄与してまいります。

海外棚卸サービスについては、国内棚卸サービスと同等のテクノロジーの活用を進め、さらに当社が定める統一の管理数値を用いて作業品質および生産性の向上に努めてまいります。これにより、海外におけるエイジスブランドを確立し、各国内資企業などの顧客先を拡充することにより、売上・利益の拡大および収益体制の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移



区 分	第40期 (2017年3月期)	第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	25,829	26,870	27,669	28,402
経 常 利 益 (百万円)	3,089	3,309	3,828	4,343
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,125	2,237	2,634	3,011
1株当たり当期純利益 (円)	241.34	254.13	304.55	358.18
総 資 産 (百万円)	15,322	17,876	18,846	21,357
純 資 産 (百万円)	11,593	13,600	14,428	16,909
1株当たり純資産額 (円)	1,301.86	1,524.72	1,690.92	1,980.27

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。このため第40期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	88.5%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	40.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	180,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	190,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) COMPANY LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
株式会社ロウプ	25,500千円	78.8%	広告企画
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス

(注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

国内、海外における「実地棚卸サービス」を主な事業としております。その他、「リテイルサポートサービス」事業を行っております。

① 実地棚卸サービス事業

イ. 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

ロ. 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

ハ. その他

主なサービスは「スキャンチェック」で、単品棚卸システムを活用してPOSレジマスターに登録されている価格と売場に表示されている価格の不一致を実地に調査するサービスです。

② リテイルサポートサービス事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

ロ. マーチャンダイジングサービス

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

ハ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

ニ. リサーチサービス

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

ホ. 広告企画・制作および運営

店頭におけるプロモーションを企画・制作・運営し、顧客の戦略的課題を解決するサービスです。

(9) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北 (盛岡市)、仙台 (仙台市)、郡山 (郡山市)、宇都宮 (宇都宮市)、高崎 (高崎市)、さいたま (さいたま市)、千葉 (千葉市)、柏 (柏市)、東京 (東京都新宿区)、関東CvS (東京都墨田区)、八王子 (八王子市)、横浜 (横浜市)、厚木 (厚木市)、新潟 (新潟市)、金沢 (金沢市)、松本 (松本市)、浜松 (浜松市)、名古屋 (名古屋市)、四日市 (四日市市)、京都 (京都市)、大阪 (大阪市)、関西CvS (大阪市)、堺 (堺市)、神戸 (神戸市)、岡山 (岡山市)

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャングデザインサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国 (ソウル特別市)
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是 (上海) 商務服務有限公司	本社	中国 (上海市)
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア (セランゴール州)
愛捷是 (広州) 商務服務有限公司	本社	中国 (広州市)
愛捷是 (北京) 商務服務有限公司	本社	中国 (北京市)
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国 (香港特別行政区)
AJIS (THAILAND) COMPANY LIMITED	本社	タイ (バンコク都)
株式会社ロウブ	本社	東京都新宿区市谷左内町5番地
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム (ホーチミン市)

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内棚卸サービス	288名 (2,433名)	10名増 (135名減)
リテイルサポートサービス	137名 (2,274名)	13名増 (156名増)
海外棚卸サービス	389名 (612名)	11名増 (69名減)
合 計	814名 (5,319名)	34名増 (48名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名 (2,433名)	10名増 (135名減)	43.5歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。
3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	20,000千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,408,768株 (自己株式数2,362,432株を除く。)
- (3) 株主数 3,020名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社齊藤ホールディングス	1,883千株	22.4%
齋藤 昭 生	1,013千株	12.1%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	877千株	10.4%
齋藤 茂 男	407千株	4.8%
小 林 美保子	383千株	4.6%
齋藤 泰 範	255千株	3.0%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	165千株	2.0%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	146千株	1.7%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	137千株	1.6%
エイジス従業員持株会	111千株	1.3%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,362,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 昭生	
常務取締役	高橋 一人	営業本部長兼営業推進室長
常務取締役	竹之下 正夫	海外事業本部長兼海外事業サポート室長 艾捷是（上海）商務服務有限公司董事長 愛捷是（広州）商務服務有限公司董事長 愛捷是（北京）商務服務有限公司董事長
常務取締役	山根 洋行	管理本部長 エイジスコオペレートサービス株式会社代表取締役
常務取締役	福田 久也	DO統括本部長
取締役	森 和弘	有限会社森総研代表取締役
取締役	鈴木 政士	株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役
常勤監査役	増子 泰由	
常勤監査役	鎌田 陽一	
監査役	船橋 茂紀	ノイエスト総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役森 和弘および鈴木政士の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役増子泰由および監査役船橋茂紀の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役増子泰由氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年6月25日付で、山根洋行および福田久也の両氏は、取締役から常務取締役となりました。
5. 当社は、取締役森 和弘および鈴木政士の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年4月1日付にて、取締役の担当等を次のとおり変更しております。

氏名	新担当および重要な兼職の状況	旧担当および重要な兼職の状況
高橋 一人	常務取締役営業本部長兼営業企画室長	常務取締役営業本部長兼営業推進室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森 和弘氏、鈴木政士氏および社外監査役船橋茂紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7人	149,124千円 (うち社外取締役 2人 14,400千円)
監査役	3人	25,800千円 (うち社外監査役 2人 15,000千円)
合計	10人	174,924千円

- (注) 1. 2007年6月28日開催の第30回定時株主総会にて承認を受けた取締役の報酬限度額は、年額2億5千万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）です。また別枠で、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額2千5百万円以内と決議いただいております。
2. 2010年6月29日開催の第33回定時株主総会にて承認を受けた監査役の報酬限度額は、年額4千5百万円以内です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役森 和弘氏は、有限会社森総研の代表取締役であります。当社は有限会社森総研との間には特別な関係はありません。

社外監査役船橋茂紀氏は、ノイエスト総合法律事務所の代表弁護士であります。当社は、ノイエスト総合法律事務所に所属する弁護士との間に法律顧問契約を締結しております。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ワールの社外取締役および株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ワールおよび株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
森 和 弘	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。
鈴木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。
増 子 泰 由	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
船 橋 茂 紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回中12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。 また当事業年度に開催された監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役全員の同意に基づく会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人（以下、「当社の取締役等」といいます。）ならびに当社子会社の取締役および使用人（以下、「当社子会社の取締役等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営理念および当社社内規程を遵守し、当社および当社子会社における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。なお、企業倫理・コンプライアンスの徹底に関しては、当社経営企画担当部署が実施します。
- ② 当社は、行動規範・ハンドブックを策定して使用人に配布するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施します。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応した相談専用窓口を設置しております。
- ④ 当社取締役は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社取締役が他の当社および当社子会社取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに当社取締役会および当社監査役に報告します。
- ⑤ 当社社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に当社社内規程により所定の保存、管理および廃棄に関する事項を定めています。
- ② 当社取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できます。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社および当社子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを分析し、リスクの報告体制、対処方法等を定めず。リスク管理委員会は、定期的に、リスク分析、報告体制・対処方法等の見直しを行い、その管理体制を整えていきます。
- ② 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

(4) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- ② 当社は、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、取締役、常勤監査役および各部署長等が出席する会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的な事項等に係る意思決定を機動的に行います。
- ③ 当社は、当社社内規程において、業務分掌および職務権限を定め、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとります。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、当社社内規程において、当社子会社が当社取締役会等の承認、報告を必要とする事項を定め、当社子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要な事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

(6) その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。

- ② 当社は、当社子会社から、子会社の経営上の重要事項や業務執行状況、財務情報等の報告を受ける会議を定期的で開催し、グループの連携体制を構築します。
 - ③ 当社は、親子間での取引（利益相反取引）の適正および競業取引の適正を確保するため、当社取締役会で審議の上、決定しております。
- (7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社監査役職務の補助は、専任の使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）が担当します。
 - ② 当社監査役補助者の任命、異動および懲戒については、代表取締役社長と監査役会との協議の上、行います。
 - ③ 当社監査役補助者は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当取締役およびその他の使用人の指揮命令は受けません。
- (8) 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役が当社監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告します。当社子会社の取締役等および監査役から報告を受けた者についても同様とします。前記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対して報告を求めることができます。
 - ② 当社は、経営理念および当社社内規程の適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社監査役への適切な報告体制を確保します。
 - ③ 当社監査役は、当社監査役に対する当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役の報告体制について問題があると認めた場合、取締役および取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

- ④ 当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査役が効率的な監査を実施できるよう、当社監査役と当社内部監査担当部署の緊密な連携を確保する体制を構築します。当社監査役は、当社内部監査担当部署の実態を評価して、改善の必要があると認める場合には、当社取締役会に対しその整備を求めることができます。
- ② 当社監査役と弁護士、公認会計士等を含む外部専門家の連携体制を確保します。当社監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを受けることができます。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取り組みを行うという基本方針に基づき、当事業年度において取締役会を14回開催しており、審議の充実に努めております。

- ② 企業理念・コンプライアンスの徹底を率先して実行するという基本方針に基づき、「エイジスグループ 行動規範・コンプライアンスハンドブック」を当社の取締役等および当社子会社の取締役等に配布するとともに、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することにより、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ 公益通報者保護法に対応した相談専用窓口のほか、当社使用人が意見・提案を直接代表取締役社長に伝えることができる「Voice Box」を設置しており、当社の取締役が当社の問題や現場の変化をいち早く察知できる制度となっております。
- ④ リスク発生時においても損害の拡大を防止し、最小限に止める基本方針に基づき、リスク管理委員会を2回開催し、経営リスクの分析およびリスク防止策の検討・決定・実施を行い、リスクの低減に努めております。また、「災害対策マニュアル」を整備し、緊急時の対応などについて、当社使用人への周知を図っております。
- ⑤ 監査役職務執行につきましては、当事業年度において監査役会を11回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証を行い、適宜経営に対して助言や提言を行っております。
- ⑥ 内部監査担当部署は、当社および当社子会社を対象に、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,410,096
現金及び預金	11,388,410
受取手形及び売掛金	3,797,975
貯蔵品	27,816
その他	195,894
固定資産	5,947,384
有形固定資産	1,937,075
建物及び構築物	480,194
工具、器具及び備品	180,100
土地	1,276,394
その他	386
無形固定資産	879,975
のれん	114,410
その他	765,565
投資その他の資産	3,130,332
投資有価証券	2,529,948
繰延税金資産	238,286
その他	362,097
資産合計	21,357,481

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,375,954
短期借入金	60,000
1年内返済予定の長期借入金	3,513
未払金	2,170,125
未払法人税等	736,534
未払消費税等	634,126
賞与引当金	444,407
役員賞与引当金	9,249
その他	317,998
固定負債	72,304
長期借入金	7,658
退職給付に係る負債	6,987
その他	57,659
負債合計	4,448,259
純資産の部	
株主資本	16,653,729
資本金	475,000
資本剰余金	498,213
利益剰余金	19,421,423
自己株式	△3,740,906
その他の包括利益累計額	△2,124
その他有価証券評価差額金	47,637
為替換算調整勘定	△49,761
非支配株主持分	257,615
純資産合計	16,909,221
負債純資産合計	21,357,481

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		28,402,305
売上原価		19,614,668
売上総利益		8,787,637
販売費及び一般管理費		4,510,065
営業利益		4,277,571
営業外収益		
受取利息	23,280	
受取配当金	8,058	
受取賃貸料	21,947	
物品売却益	5,280	
その他	29,538	88,104
営業外費用		
支払利息	888	
為替差損	4,476	
賃貸費用	10,461	
その他	6,142	21,969
経常利益		4,343,706
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	25,660	25,660
特別損失		
固定資産除却損	976	976
税金等調整前当期純利益		4,368,391
法人税、住民税及び事業税	1,295,348	
法人税等調整額	11,387	1,306,736
当期純利益		3,061,655
非支配株主に帰属する当期純利益		50,253
親会社株主に帰属する当期純利益		3,011,401

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	475,000	492,088	16,956,370	△3,746,490	14,176,968
当期変動額					
剰余金の配当			△546,349		△546,349
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,011,401		3,011,401
自己株式の取得				△273	△273
自己株式の処分		6,123		5,857	11,981
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		0			0
当期変動額合計	—	6,124	2,465,052	5,584	2,476,761
当期末残高	475,000	498,213	19,421,423	△3,740,906	16,653,729

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	73,514	△37,699	35,814	215,660	14,428,444
当期変動額					
剰余金の配当					△546,349
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,011,401
自己株式の取得					△273
自己株式の処分					11,981
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△25,877	△12,061	△37,938	41,954	4,015
当期変動額合計	△25,877	△12,061	△37,938	41,954	2,480,776
当期末残高	47,637	△49,761	△2,124	257,615	16,909,221

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,971,756
現金及び預金	8,650,851
売掛金	2,113,944
貯蔵品	16,746
その他	190,214
固定資産	6,624,323
有形固定資産	1,840,125
建物	465,817
構築物	7,837
工具、器具及び備品	90,076
土地	1,276,394
無形固定資産	759,818
ソフトウェア	313,337
その他	446,480
投資その他の資産	4,024,379
投資有価証券	2,529,948
関係会社株式	1,086,138
関係会社長期貸付金	175,882
繰延税金資産	192,703
その他	188,825
貸倒引当金	△149,119
資産合計	17,596,079

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,958,934
短期借入金	60,000
未払金	1,317,518
未払法人税等	624,916
未払消費税等	351,592
賞与引当金	317,102
その他	287,804
固定負債	57,537
その他	57,537
負債合計	3,016,471
純資産の部	
株主資本	14,531,971
資本金	475,000
資本剰余金	495,789
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	6,309
利益剰余金	17,302,088
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	17,238,588
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	10,978,588
自己株式	△3,740,906
評価・換算差額等	47,637
その他有価証券評価差額金	47,637
純資産合計	14,579,608
負債純資産合計	17,596,079

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		17,303,580
売上原価		10,597,783
売上総利益		6,705,796
販売費及び一般管理費		3,111,120
営業利益		3,594,676
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	94,858	
受取賃貸料	44,982	
物品売却益	10,140	
貸倒引当金戻入額	48,000	
その他	26,511	224,493
営業外費用		
支払利息	340	
賃貸費用	21,984	
その他	841	23,166
経常利益		3,796,003
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	25,660	25,660
特別損失		
関係会社株式評価損	31,000	
固定資産除却損	600	31,600
税引前当期純利益		3,790,063
法人税、住民税及び事業税	1,075,529	
法人税等調整額	5,619	1,081,149
当期純利益		2,708,914

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	475,000	489,480	185	489,665	63,500	6,260,000	8,816,023	15,139,523	△3,746,490	12,357,697
当期変動額										
剰余金の配当							△546,349	△546,349		△546,349
当期純利益							2,708,914	2,708,914		2,708,914
自己株式の取得									△273	△273
自己株式の処分			6,123	6,123					5,857	11,981
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	6,123	6,123	-	-	2,162,565	2,162,565	5,584	2,174,273
当期末残高	475,000	489,480	6,309	495,789	63,500	6,260,000	10,978,588	17,302,088	△3,740,906	14,531,971

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	73,514	73,514	12,431,212
当期変動額			
剰余金の配当			△546,349
当期純利益			2,708,914
自己株式の取得			△273
自己株式の処分			11,981
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△25,877	△25,877	△25,877
当期変動額合計	△25,877	△25,877	2,148,395
当期末残高	47,637	47,637	14,579,608

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 増田 涼 恵 ㊞
公認会計士 井上 道 明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 増田 涼 恵 ㊤
公認会計士 井上 道 明 ㊤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について月次監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けました。また、監査指摘事項については監査役監査において適切に改善されているかを確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務経理部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社エイジス 監査役会

常勤監査役 増子泰由 ㊟
(社外監査役)

常勤監査役 鎌田陽一 ㊟

監査役 船橋茂紀 ㊟
(社外監査役)

以 上

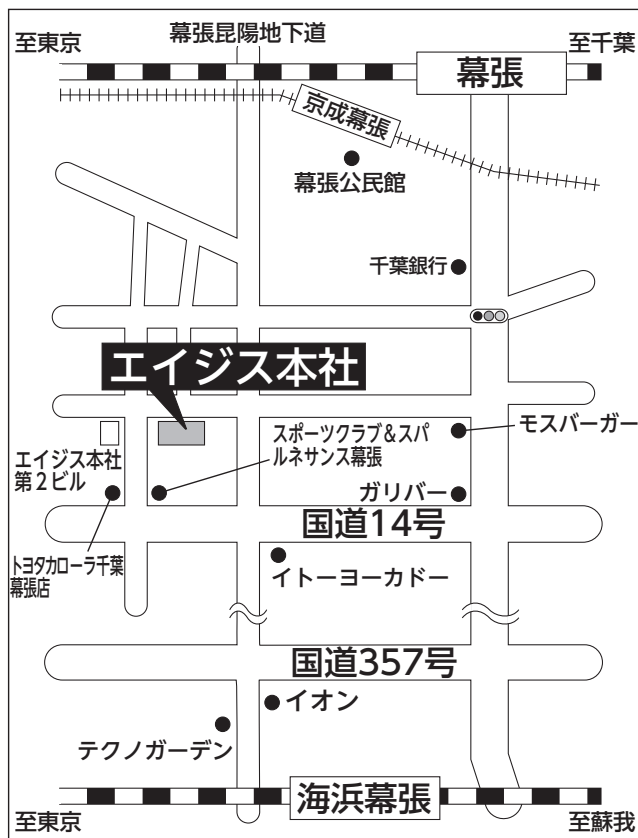
定時株主総会会場ご案内図

会場

エイジス本社「大ホール」
千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

交通

総武線「幕張駅」南口より | 徒歩約10分
京葉線「海浜幕張駅」より | 車で約5分
京成線「京成幕張駅」より | 徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。